

週休2日制工事実施要領の一部改正について

令和6年7月19日

工事検査課

本市は令和6年4月1日付で、「四日市市週休2日制工事実施要領」及び「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」を制定しましたが、この度、三重県において令和6年7月1日付で「週休2日制試行要領」等の改正があり、本市においても要領の一部を改正します。

○改正内容

要領（別紙1）に、週休2日制工事に関する経費の補正係数等を定めていましたが、今後は、三重県における「通期」の補正係数等を準用することとします。

○準用する経費の適用時期

「週休2日制工事の当初積算における週休2日に関する経費について」を参照してください。

〔問い合わせ先〕

○実施要領に関すること

四日市市役所 総務部 工事検査課

TEL 059-354-8127

○入札に関すること

四日市市役所 総務部 調達契約課

TEL 059-354-8125

○工事に関すること

各工事担当課